

## 平成17年度 国立大学法人島根大学 年度計画

国立大学法人島根大学の中期目標・中期計画(平成16～21年度)に基づく平成17年度計画を以下に示す。  
(注:中期目標を四角(点線)で囲んで該当箇所に示している。また、各項目に付している番号は、中期目標・中期計画・年度計画一覧表の整理番号に対応している。)

### 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(学生収容定員)

島根大学の平成17年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

1 学部段階では幅広い教養と基礎的な専門知識を身につけ、課題探求能力と問題解決能力を涵養するとともに、修士課程及び博士前期課程では応用力を養い、博士後期課程では専門分野の学問を修得させ、創造力及び応用力を養う。

(学士課程)

1 授業目的及び授業の達成度目標との関連を明確にしながら、教養科目の精選・見直し、多人数講義の解消、極少数講義の統合・廃止、補習教育について検討する。少数教育及びセミナー形式による授業実施について検討する。全学的重複科目の統合を全学開放科目の充実に関連して検討する。

医学部において医学英語・チュートリアル・体験型実習教育システムの更なる充実を図る。

ティーチング・アシスタント(TA)の積極的活用と研修システムの確立について検討する。

専任教員による教育担当体制の見直しに関連して、嘱託講師の精選をさらに進める。退職教員等の教育支援者の活用方法等の具体策を検討する。

外国語教育センターが実施する英語教育において、習熟度別クラス編成を推進し、学生の習熟度に応じたさらにきめ細かい教育を行い、教育成果を上げる。各学部の要請に応える英語教育システムの開発を検討する。

2 各学部・各学科の教育目標を再点検し、教養教育との関連に十分配慮しながら、目標に沿ったエッセンシャルミニマムを策定する。それに基づいた教育カリキュラムを、平成17年度末までに構築する。

3 全学的重複科目の統合に関連して、学部等において全学開放科目の充実策を検討する。教育課程への位置づけ等を含めて、新しい履修システムの全学的検討をする。

4 大学コンソーシアム山陰の活用、島根県立大学との単位互換制度の活用推進、連携大学間における夏季集中講義等の相互提供促進について検討する。平成11年度に始まったスペースコラボレーションシステム(SCS)を利用する中国・四国地区国立大学等間共同授業の定着・拡大を図るとともに、これら近隣大学等との単位互換拡充方策を継続的に検討する。

5 総合理工学部物質科学科及び電子制御システム工学科でJABEEの認定取得のための準備を進める。生物資源科学部地域開発科学科でJABEE認定申請が可能なコース設定などカリキュラム改革を進め、JABEE関係委員会にて申請準備を進める。JABEE認定に伴う全学的な

課題を整理し、全学的な教育環境整備を進める。

(大学院課程)

- 6 各研究科・各専攻の教育目標を再点検し、目標に沿ったエッセンシャルミニマムの策定とそれを含めたカリキュラムの策定について検討を進める。
- 7 総合理工学研究科において、平成16年度に制定した博士後期課程担当資格審査基準に基づく新規担当教員の選考を行い、専門分野の拡大を図る。

2 それぞれの専門を活かして、自主的に進路を選択し、決定できる学生を育成する。

(キャリア教育)

- 8 各学部・各学科において、就職・進学についての具体的な履修推奨モデルの作成及び履修指導体制について検討する。
- 9 進路選択に関わる既設科目の検証を行うとともに、平成17年度末までに関連授業科目の充実を図る。

3 教育の成果・効果の検証を行い、改善に努める。

(教育の成果・効果の検証,改善)

- 10 教育開発センターを中心に、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の計画・実施、教育の成果・効果の検証及び教育に関する全学的課題に対応する企画・実施・調整等を行うとともに、教育評価制度について検討する。
- 11 教育開発センター及び各学部は、授業科目の内容と担当の再検討及び科目数の精選を進める。

## (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿って、知的好奇心が旺盛で勉学意欲があり、目的意識が明確な学生を、多様な入学者選抜方法で受け入れるために、入試実施体制と入試組織を整備する。

(入試実施体制の整備)

- 12 「入試センター」において、学内外の入学者選抜方法等に関する情報・データを収集し、データベース化するためのシステムを検討する。  
「入試センター」の設置を受けて、事務部門である入試課の整備を行う。  
「入試センター」を中心に広報活動を強化する。  
総合理工学部地球資源環境学科のアドミッション・オフィス(AO)入試及び医学部医学科の地域枠推薦入試を実施する。

- 13 入試の実施と事務処理の効率化等について検討を開始する。

2 入学者選抜に関する評価を推進し、その改善に努める。

(入試方法等の評価,改善)

- 14 前年度の学部入試の実施結果を評価し、必要に応じて入学者選抜方法及び募集人員の見直し・改善を行う。
- 15 前年度の大学院入試の実施結果を評価し、必要に応じて入学者選抜方法等の見直し・改善を行う。

3 教育目的・目標に即して教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供する。

(体系的な教育課程の編成)

16 平成17年度末までに学部・学科では、教養教育及び専門教育の理念・目的を踏まえつつ、個々の授業科目の位置づけを明確にした一貫性・整合性のあるカリキュラムの再編成を行い、教育開発センターの下でそれらを調整する。

17 教育開発センターは、普遍性・地域性・独創性等を考慮した重点的な教育テーマ・教育方法の開発について検討を開始する。

18 教育開発センターを中心に、平成17年度末までに、教職科目・資格取得関連科目の全学的な調整及び複合科目・学際領域科目の整備を行い、効率的な教育体系を作る。

4 社会・地域の多様なニーズに対応した教育システムを整え、グローバルな視点から社会にコミットできる学生を育成する。

(多様な教育プログラム)

19 現在行っているインターンシップ企画を基にして、カリキュラム化し、単位認定について検討し実施案を作成する。

受け入れ企業等の開拓、受け入れ要請を行うとともに、学生に対しては事前・事後指導を充実させる。

20 地域と深くかかわる内容の教育プログラム開発をめざし、総合科目等における地域人材活用を促進し、学生の社会に対する興味と関心を喚起する。

21 学生が自ら企画・実践する学生参加型の授業等について検討する。

22 平成17年度末までに、海外での学習体験を単位として認定するプログラムを設ける。

23 現場学習体験を取り入れた教育プログラムについて検討する。

5 教育の質を保証する厳格な成績評価を実施する。

(厳格な成績評価)

24 成績評価基準・成績判定の標準化を検討し、全教員が担当する全科目についてシラバスを作成し開示する。

25 GPA制度の教育効果及び導入に当たって整備すべき課題を明らかにし、GPA制度導入の具体策を検討する。

26 成績評価基準の開示及びGPA制度導入に関連して、成績評価に関する情報開示システムについて検討する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1 大学の理念・目的に沿った教育を実現するために必要な教育体制及び教育支援体制を整える。

(教育実施体制の充実)

27 本学の教員選考基準を踏まえて、各学部・研究科の細基準を見直し、策定する。

- 28 平成17年度末までに、新しく必要とされる教育分野に機敏に人員を配置するために、柔軟な教育体制を検討する。
- 29 大学院担当教員の認定及び再審査制度について検討する。
- 30 教育開発センターを中心に、ファカルティ・ディベロップメント（FD）を含め、大学教育方法の企画、研究開発を進める。

2 外国語教育の企画・立案・実施体制を確立する。

(外国語教育の充実)

- 31 外国語教育センターにおいて、平成16年度より実施した新カリキュラムの自己点検評価に基づき、外国語教育の改善を進める。

3 附属図書館は、教育・研究及び学習を支える知的情報を提供する。

(附属図書館の充実)

- 32 雑誌資料について、コンテンツ・データベースを核として、各種専門データベース、OPAC、電子ジャーナル等が横断的・統合的に利用できるシステムを整備拡充する。  
図書資料について、新着図書から既存図書まで対象を広げ、OPACから目次・内容情報が参照できるようにシステムを拡充し、図書の利用促進を図る。  
利用者の自学自習等の学術情報リテラシー教育を支援するため、各種マニュアルやテキスト等を継続的に整備する。  
本館と医学分館を一元的に管理・運用し、サービス機能を強化した統合的な図書館システムを平成18年3月に導入する。  
学生用図書の整備・充実を図る。
- 33 教育研究活動に不可欠な電子ジャーナル及び各種データベースを、大学全体の情報基盤と位置づけ、継続的・安定的な維持に努める。  
「島根大学研究紀要全文データベース」の継続的な管理運用を行い、学内学術論文の情報発信を促進する。  
貴重資料の電子化及び解題付与、データベース化を行い、所蔵資料の情報発信による利活用を図る。また、原本の保存対策を講ずるとともに、地域の関連機関との間で資料の相互利用を推進する。  
漢籍・和装本及び未着手の洋装本を対象とした、第二期遡及入力を開始する。

4 情報ネットワーク等を含む教育環境を整備する。

(教育環境の整備)

- 34 学内どこからでも大学のネットワークにアクセスできる環境整備、教育における利用促進、学務情報・学生生活支援情報の充実とそのシステムへの接続、学生・教員の利用支援体制構築などの体制を整備する。また、全学生が個人専用パソコンを有する体制実現に向けて方策を検討する。
- 35 教養教育及び専門教育にわたって、両キャンパス間遠隔地講義システムを活用した授業を開講する。

36 大学院の講義室と実験・研究スペースについて実態調査に基づき検討する。

37 自学自習のための教材，機器等を整備し，CALL教室や外国語教育ワークステーション等を活用した自学自習を促す教育を実施する。

5 教育活動の評価システムを確立する。

(教育活動の評価システムの確立)

38 大学評価情報データベースの運用を開始し，それに基づいた評価手法の検討を開始する。

39 教育開発センターを中心に，学生による授業評価を充実し，その分析に基づき授業改善等のファカルティ・ディベロップメント(FD)に活用する。

6 社会の要請を踏まえ，学部及び大学院の新設・改編・充実を行う。

(学部・大学院の充実)

41 「地域創造研究推進機構」(仮称)の設置に向けて県内の関連研究機関と検討を開始する。

42 連合大学院農学研究科を維持するため，引き続き連絡・調整を密にする。

#### (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1 学生の学習支援体制を強化する。

(学習支援の強化)

43 各学部，学科，コースにおいて，複数の履修推奨モデルを提示し，きめ細かい履修指導を行う。

44 オフィスアワーの制度化と学生への周知，教員の授業外指導のあり方，導入ゼミの全学的実施について検討する。関連して，指導教員制度を充実させる。

45 学生表彰基準の細目を整備した上で，優秀な学生を表彰する。

46 学生委員長会議を中心に，心身に障害のある学生の学習環境の整備と支援体制について検討するとともに，実行可能なものから整備する。

現在設置されている休養室，トイレなど関連施設の使用状況・便宜性等について聴き取り調査などを行い，改善する。

2 課外活動及びボランティア活動の支援体制を整備する。

(課外活動，ボランティア活動の支援体制の整備)

47 学生委員長会議を中心に，教育活動としての課外活動等の位置付け及び地域社会や海外との交流方法について検討する。また，ボランティアセンター等の組織化について検討する。

3 学生の生活支援体制を強化する。

(生活支援の強化)

48 学生委員長会議構成員と学生生活推進会等学生代表との懇談会を開催し，学生の意識等を把握し，学生生活支援に活かす。

49 常勤カウンセラを配置し，メンタルケアの充実を図る。

指導教員との連携を密にし、問題を抱えている学生の実態を把握する。

- 50, 51 学生からの苦情・相談（あらゆるハラスメントを含む）に対応する体制を充実する。  
相談窓口や緊急時の連絡先を印刷したカードを作成する。
- 52 保護者との系統的な連携を強化し、保護者とともに学生を支援する体制を充実する。  
学生委員長会議において、保護者との懇談会の充実について学部間の調整を行う。
- 53 福利厚生施設の改善充実を図り、建物内外のアメニティ空間を整備する。
- 54 学内関係課による検討会の結果をふまえ、学内保育環境を整えるための具体的な方策と整備計画をまとめる。
- 55 授業料免除学生の選考基準を見直し選考を行う。また、成績優秀で意欲的な学生対象の免除枠を設ける。  
経済支援に関連した情報を適切に提供する。  
島根大学授業料奨学融資制度による奨学支援を行う。
- 56 学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等への学生アルバイト活用を促進する。
- 57 学生が、学会発表や他大学等での研修を行う際の支援制度のあり方について検討する。

#### 4 学生の就職支援体制を強化する。

(就職支援の強化)

- 58 平成17年度中に就職支援センターを設置し、就職支援を強化する。  
キャリアアドバイザーによる就職指導體制を整え、就職支援ガイダンスをより有効なものにする。  
キャリア教育の実施体制・方法について検討する。
- 59 就職に関する学内情報システムの学外開示について検討する。  
ジョブカフェしまね（しまね若年者就業支援センター）と連携して既卒者の就職支援を行う。

#### 5 留学生の生活支援体制を強化する。

(留学生への支援の強化)

- 60 国際交流センター設置計画（案）を策定するとともに、センター関係規則を整備する。
- 61 多言語化による情報サービスを継続的に推進するとともに、ホームページ内容の充実及び管理体制の整備を図る。
- 62 留学生に対する奨学金の確保と資金的援助を強化するための具体的方策を検討する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 1 地域における知の拠点として、社会の要求に応えられる多様な学問分野を育成するとともに、特色

ある研究を強化し、国際的に評価される研究拠点を構築する。

(特色ある研究の構築、推進)

- 63 平成16年度から推進している重点研究プロジェクトの研究成果プレゼンテーションの評価結果に基づき、更に研究体制の整備を図る。  
特色ある分野の研究体制の整備を図る。  
産学連携センターを中心として、戦略的な産学官連携研究の推進を図る。
- 64 平成17年度からの新たな重点研究(萌芽研究)プロジェクトを設置し、研究体制の整備を図る。

2 研究成果を学内研究者で共有するとともに、積極的に社会に還元する。

(研究成果の社会への還元)

- 65 研究に関するデータの管理体制を整備し、データの更新方法の制度化を検討する。
- 66 研究成果の総説を冊子にまとめ、HPに掲載する。
- 67 知的財産の創出及び管理体制の周知を図り、年度末までに再度見直しを図る。  
利益相反マネジメントポリシーの更なる周知とマネジメント体制整備を図る。
- 68 産学連携センター知的財産創活部門に専任教員を配置し、機能の強化を図る。

3 国内外のトップレベルの水準として評価される研究を維持・創出することを目指す。

(国際的な研究拠点の形成)

- 69 中国寧夏大学及び寧夏医学院との連携を強化し寧夏プロジェクトを推進する。  
島根県及びテキサス州立大学との連携を強化し、テキサスプロジェクトを推進する。  
重点研究プロジェクトを国際的な研究に育成するため必要な措置を講ずる。

## (2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1 研究体制を整え、研究目的・目標の達成に結びつける。

(研究体制の充実)

- 70 研究戦略会議において、研究ユニット編成の手順と全学的な支援体制について検討する。  
複数の重点研究プロジェクト等が研究推進に専念できる体制の整備を行うため「プロジェクト研究推進機構」(仮称)を設置する。
- 71 重点研究プロジェクト推進のコアとなる時限付きの研究者を配置し、研究組織の整備を図る。  
重点研究(萌芽研究)プロジェクトを設置し、研究体制の整備を図る。
- 72 重点研究プロジェクトに対して、重点的な研究費配分を行う。

2 研究目的と規模に応じて、適切な研究支援体制と研究環境を整備する。

(研究支援体制・研究環境の整備)

- 73 研究支援を行う人材を確保するために、必要な制度の整備を行う。
- 74 重点研究プロジェクトの研究組織の教員が研究に専念できる研究専念体制の整備を図る。  
役職免除制度については更に検討する。

75 平成16年度の教職員の海外派遣の実態にかかる調査をもとに、課題点などを分析、調査した上で、支援体制にかかる具体的方策を策定する。

76 松江キャンパスにおける研究機器・設備の管理スペースを確保し、新機能材料開発分野の機器を移設・整備する。

長期的な機器の整備計画の策定に着手する。

共同利用事業の総合的管理計画について継続して検討する。

バイオ研究関連設備の整備及び集中管理を進め、研究支援体制の強化を行う。

平成17年度末までに総合科学研究支援センターの研究機器及び設備で整備が必要なものを整理し、整備計画の検討を行う。

機器の学内共同利用を推進するための制度を整備する。学外者による機器利用制度について検討する。

3 研究活動等の状況や問題点を把握し、研究の質の向上及び改善を図るための評価システムを整備する。

(研究活動の評価システムの整備)

77 大学評価情報データベースの運用を開始し、それに基づいた評価手法の検討を開始する。

78 平成17年度から予定されているプロジェクト研究要員6名に対応する研究スペース、平成16年度から実施している重点研究プロジェクト、分野横断的な重点研究プロジェクト、或いは学部・研究科等を越えた研究ユニットを推進するための研究スペースを確保する。

施設マネジメントに基づき全学共有スペースを更に整備し、機能的・効率的な利用を図る。

79 顕著な功績のあった研究者に対する表彰制度を策定し、被表彰者の講演会を実施する。

必要な財源の確保及び管理方法(「研究推進基金」(仮称)の設置)について検討する。

4 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

(研究組織の整備)

80 平成16年度から推進している重点研究プロジェクトのうち医学分野と連携したプロジェクトについて、評価結果に基づき更に推進する。

学内の研究活動調査を行い、複合・融合領域の共同研究を積極的に育成する。

産学連携センターにおいて民間機関等外部の機関との共同研究を更に推進する。

81 全学の情報基盤を統括し、ネットワーク基盤、教育・研究支援体制を充実するため、総合情報処理センターを「総合情報基盤センター」(仮称)に再編整備する。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1 「地域とともに歩む大学」として、生涯学習社会に対応した社会貢献の推進、地域産業界・地方公共団体との連携を強化し、学内外の研究組織・機関との連携・協力を図る。

(地域貢献の推進(生涯学習、産学連携、国際交流))

82 生涯学習教育研究センターが、公開講座委員会の機能の中心的役割を担うとともに、開かれた大学の一翼を担う大学公開講座を拡充するための全学的な支援体制作りに取り組む。



- 83 生涯学習教育研究センターと島根県教育委員会の間で締結された協定に基づき、個々の機関の機能と役割を明確にした連携協力体制を確立する。また、連携・協力の具体的な成果として「生涯学習指導者養成研修」等の体系化を図るとともに県内全域を対象とした連携研修事業を実施する。
- また、本センターと島根県教育委員会生涯学習課、島根県立生涯学習推進センター（東部・西部）を含めた4機関による協議会に、県内各市町村の生涯学習担当者及び関係機関・団体の担当者を加えた拡大協議会「島根生涯学習推進協議会」（仮称）の設置に向けた協議を始める。
- 84 高等学校と大学との教育的連携のあり方及び推進体制について教育委員会、高等学校校長会等との協議を行い、教育開発センターを中心にして、一般市民及び高校生への授業公開を推進するための実施体制を検討する。
- 85 一般市民の大学に対するニーズに応えるための大学相談窓口を、利用者にとって交通の利便性が高く、気軽に立ち寄れる場所に開設できるよう地元の関係機関と協議を推進し、可能な限り早急に設置する。また、そのために必要な運営組織、相談員等の人材確保、提供する情報等を含めた大学内の支援体制を確立する。
- 86 産学連携推進にあたり教員の意識改革を図るため啓発セミナーを開催する。  
研究シーズ発表会を充実する。  
産官金学との連携によって研究成果の産業界への移転を推進するとともに、そのためのインキュベーションシステムについて検討を開始する。
- 87 科学技術相談実施の目的を明確にし、目的に沿ったPR活動を実施する。  
研究シーズ集をシート方式として整理し、情報提供をきめ細かにできる体制を整備する。  
島根大学東京事務所を利用した産学連携事業を積極的に推進する。  
学外で開催される産学官連携推進のためのコラボレーション事業に積極的に参加する。  
産学連携コーディネーターを企業に積極的に派遣し、企業のニーズを的確に把握して科学技術相談件数及び共同研究件数の増加を図る。
- 88 ポストドクトラルフェロー（PDF）を地域企業に派遣するために、関連部局の代表者によるワーキンググループを設置し、制度について検討する。
- 89 大学の情報を地域住民・企業・地方公共団体へ発信していくため、効果的な情報発信システムの具体案を作成する。
- 90 前年度に実施した、加盟大学の教職員及び地元自治体の教育行政関係者との協議をもとに、山陰地域の教育環境に適応した「大学コンソーシアム」の機能と役割を検討し大学内外での具体的な実施計画を策定する。  
「大学コンソーシアム山陰」協議会を開催し、活動分野ごとの具体的な方策を検討し、連携・交流事業の実質化を図る。
- 91 疾病予知研究センター設置準備ワーキンググループで「疾病予知研究センター」の設置に関わる全体構想（案）を纏める。また、学内及び学外の研究機関・組織・研究者との共同で疾病予知に関する研究協力プロジェクトを各々1つ立ち上げる。

- 92 医学部附属「生涯学習研究支援センター」(仮称)の設置を検討する。  
「高齢者の睡眠健康に関する講演会」を開催する。

2 独自の国際貢献に関する目標を明確にし、推進する。

(国際貢献の推進)

- 93 国際交流センター設置計画案の中で、国際貢献・国際交流に関する理念・目標を明示する。

3 外国人留学生の積極的な受入を図るとともに、受入体制の整備を推進する。

(外国人留学生の受け入れ)

- 94 国際交流センター設置計画(案)の中で、留学生部門を設置するなど、外国人留学生の支援方策を検討する。

- 95 日本語教育、日本文化理解のための教育環境整備に向け、学内外の団体等と連携して支援体制を強化する。

- 96 帰国外国人留学生に対して支援を行なうためのシステム構築に向け、情報を集積する。

- 97 外国人留学生の積極的な受入を推進するために海外に向けた本学の広報誌(プロスペクタス)等の充実を図る。

- 98 留学生の体験学習の機会を多くするため、島根県下の諸機関国際交流機関関係者と意見交換の機会をもつ。

小中高等学校等への留学生派遣に関して、情報提供・協力体制の議論を進める。その際、島根県下の諸機関担当者の交換会ネットワークを活用する。

4 海外の大学・研究機関等との連携・交流を推進するとともに国際共同研究を推進する。

(国際共同研究の推進)

- 99 平成16年度に整理した交流実績データに基づき、交流協定校との協定内容の全般にわたって将来のあり方についての議論を進める。

- 100 国際交流プロジェクトに参加するため、研修に必要な事項を整理し、教職員対象の具体的な研修プログラムの策定を開始する。

- 101 国際交流センター設置計画(案)の中で、教職員の国際交流を推進する体制を構築する。

5 外国人研究者の受入体制を整備する。

(外国人研究者の受け入れ体制の整備)

- 102 外国人研究者受入体制(財政的支援など)の具体的な方策の検討を開始する。

- 103 外国人研究者の受入体制(教育研究分野など)について、全学的な検討を開始する。

6 海外先進教育研究実践支援プログラム等、教職員の海外派遣体制を整備する。

(教職員の海外派遣体制の整備)

- 104 海外先進教育研究実践支援プログラム等,教職員の海外派遣のためのプログラムに積極的に応募するとともに,大学独自の財政的支援策について具体的な検討を開始する。
- 105 海外からの教育支援等への教職員派遣要請に対応可能な組織(教育研究分野など)を整備するための検討を開始する。
- 106 国際開発協力サポートセンターの「国際開発協力のための大学等データベース」に積極的にデータ登録を行うよう推進する。

#### 7 学生の海外派遣を推進する。

(学生の海外派遣の推進)

- 107 学生の海外研修引率教員を支える体制を整備するための方策を整理する。
- 108 学生の国際的関心を高めるための具体的方策について企画する。
- 109 外国語教育センターと連携し,留学を希望する学生からの要望に基づき,期間限定の語学学習等,学生支援プログラムを実施する。
- 110 海外の大学との交流協定等を活用し,短期交換留学生増加方策を検討する。
- 111 私費による外国の大学等への留学を支援する体制の検討を開始する。

#### 8 附属図書館は地域社会との連携及び国際化への対応を推進する。

(附属図書館における,社会連携,国際化の推進)

- 112 貴重資料,遺跡資料,小泉八雲関係資料等を中心に関連機関と連携協力しながら,展示会,資料電子化及び公開等の学術・文化支援事業により,学校教育及び生涯学習活動を支援する。  
島根地域図書館連絡会を定期的で開催し,講習会,研修会を充実させるとともに,OPACの横断検索機能及び相互利用体制を推進する。  
島根県医療関係機関等図書館(室)懇談会及び同会主催の研修会を定期的で開催する。また,メンバー館(室)所蔵の学術情報をホームページ等で共有することで,文献複写サービス体制を整備する。
- 113 国際ILL(Interlibrary loan;図書館間貸出,相互貸借)のシステムを積極的に利用し,外国との相互利用の促進を図る。  
図書館ホームページ,各種情報提供システム,各種利用マニュアルを統合的に整備するとともに,多言語化を実施する。

### (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

#### 1 専門医療体制を整備し推進する。

(専門医療体制の整備,推進)

- 114 平成16年4月に設立した腫瘍科の機能拡大と,診療要員の充実を図る。  
島根県が進める「がん診療ネットワーク事業」に参画し,本院が中心となってがん登録を行うための各拠点病院の現況調査と今後の標準化作業を実施する。  
外来化学療法部ならびに腫瘍科の症例検討会を拠点として,院内における科学的な根拠に基づいた診療をさらに推進する。

- 115 地域の行政や医療機関からなる総合対策チームを組織する。  
広義の栄養治療に係る専門外来開設のための体制整備を行う。
- 116 効率的かつ質の高い医療チームを組織するために、診療内容、実績や体制の評価を実施し、病棟改築や診療科再編に向けて検討を行う。
- 117 「血液浄化治療部」(院内措置)を高度な合併症を有する腎不全患者の治療などが実施でき、地域医療の担い手となり得る施設として、専任医師を配置し整備拡張する。

## 2 地域社会に還元できる先端的医療を導入する。

(地域社会に還元できる先端的医療の導入)

- 118 治験管理センターを拡充整備し、治験専門外来の設置に向けて検討を開始する。  
治験等の申請、実施、報告が迅速かつ正確に行えるよう関係書式、手続きを標準化する。
- 119 地域医療機関の指導的役割を有する病院として、継続的に高度先進医療の実践を目指して努力する。  
各診療科単位に当該年度に重点的に推進すべき先端医療技術の研究課題を設定する。
- 120 「再生医療・移植センター」(仮称)の設置に向けて準備を進める。  
分化誘導再生療法、培養軟骨細胞移植等の自己細胞を用いた再生医療に積極的に取り組む。  
肝臓・腎臓・骨髄などの移植医療が病院をあげて実施できる環境づくりを進める。

## 3 人間性豊かな思いやりのある医療人を育成する。

(人間性豊かな思いやりのある医療人の育成)

- 121 医療人の生涯教育、研修等に必要「病院医学教育センター」(仮称)設置を含めた、支援体制を検討する。  
専門的な資格取得者(認定看護師、MSW、臨床心理士等)を組織的に養成するためのシステムを構築する。
- 122 学外の臨床研修協力病院との連携を強化する。  
臨床指導医の質の向上を図り、充実した研修病院群を構築する。

## 4 患者中心の全人的医療を実践し、安全の確保を図る。

(患者中心の全人的医療の実践、安全確保)

- 123 患者の個人情報を適切に管理するための規程等を整備し、病院長(保護責任者)が中心となって個人情報の取扱いに関する啓蒙等を行うとともに、医療全般にわたってより適切な患者対応を日常化する。  
地域住民を対象に健康教育講演会や見学会を定期的で開催する。  
本院のホームページや患者図書室で医療業績等を含めた医療情報を公開する等、診療情報を積極的に発信する。
- 124 安全管理体制の確立に向けて検討を加えるとともに、インシデントレポートの評価と対応、ポケットサイズの安全マニュアル等の効率的な利用を促進し、きめ細かい医療事故防止対策を実行する。

医療機器等の安全管理システムの構築を目指し、ME 機器管理室の拡充整備を行い、要員の確保、管理機器の拡大、研修会等による安全と効率についての啓蒙活動を積極的に進める。  
医療事故を未然に防ぐために、病院職員の専門職化と業務内容に応じた適性配置、適性人数について積極的に検討を加える。

- 125 医療情報ネットワーク、情報サービス、患者相談室等の利用体制を整備する。  
地域連携の一環として、本院と島根県、出雲市ならびに関連医療施設との間で医療に関する協議の場を設け対応について検討する。  
地域医療機関等との相互理解・協力のための協議組織を検討する。  
情報ネットワークを利用した紹介システムを充実させ、新規患者の予約システムを構築する。  
支援医療機関の拡大を図るため、定期的な説明会、連絡会、報告会を実施する。

## 5 管理運営体制を強化し、経営を改善する。

(管理運営体制の強化、経営改善)

- 126 外部有識者を加えた戦略企画室を中心とした効率のよい運営体制管理システムを構築する。  
病床の増改築に向けた基本案を作成する。  
定期的に実績を考慮した病床再配分を実施し、効率のよい病床利用率を目指す。
- 127 患者サービスを十分考慮して院外処方率を100%に近づける。  
未収金や支払遅延を防止するとともに、患者サービスの向上のためにカード決済、時間外料金徴収等を拡充整備する。  
患者図書室を充実させ、外部図書館との貸借システムを導入する。
- 128 医薬品・医療材料等の医療提供体制の効率化を図るため、収益性、経済合理性について追跡調査をすすめる。  
医薬品・医療材料等の請求、購入、在庫管理、出庫管理及び在庫管理を効率的に行うために、院内物流中央管理システム(SPD)を導入し、患者別、診療科別、疾患別、病棟別などの診療原価管理に向けて具体的な検討を進める。  
各種経費の削減を行うため、医薬品・医療材料等の購入計画、購入方法を再検討し、購入契約前の市場調査や価格交渉を強化し、費用対効果を十分に考慮するとともに、購入内容の再点検、代替品や類似品の導入、一元的管理、新製品の評価等を積極的に実施する。  
大型医療機器については、契約方法を見直し、レンタルやリース契約による計画的な調達を考慮する。老朽化した診療機器の計画的な更新を実施する。

## (2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1 幼児・児童・生徒に確かな基礎学力と「自ら学び、自ら考える力」を育む附属学校を創る。

(実践的教育研究活動の推進)

- 129 「附属学校部」及び「附属学校運営協議会」において、19年度当初を目途とする附属学校改組計画を立案する。
- 130 「附属学校部」及び「附属学校運営協議会」において、教育研究会の合同開催等、研究活動の協働化、効率化の実現に向けた検討を開始する。
- 131 「附属学校部」及び「附属学校運営協議会」において、19年度当初を目途とする附属学校改組計画を立案する。

132 「附属学校部」及び「附属学校運営協議会」において、18年度当初を目途とする特別支援プログラムを立案する。

133 「附属学校部」及び「附属学校運営協議会」において、18年度当初を目途とする新たな入試方法を立案する。

2 教育学部とともに歩み、教員養成学部を支える新たな教育観・教職観に満ちた附属学校を創る。  
(教育学部との連携)

134 学部附属センターと協働して、4年一貫の教育実習体制の整備計画を立案するとともに、学部学生の教育的実践力の向上をめざした教育実習プログラムを構築する。

135 「特別支援教育体験プログラム」を実施する。

136 学部及び附属学校部が協働して、大学院生の教育実践研究に資するサポート体制について検討する。

3 地域に開かれ、地域を育み地域に育まれる附属学校を創る。  
(地域の公立学校等との連携)

137 地域の公立学校等に対し研究成果の公表、指導・助言を行う体制のあり方について検討する。

138 現職教育プログラムの開発に協力するとともに、研修の場を提供する体制の整備を検討する。

4 21世紀の教育を実践するに相応しい附属学校の組織及び施設設備を創る。  
(教員組織、施設設備の整備)

139 附属学校部において障害児教育及び特別支援教育の幼、小、中一貫教育体制のあり方について検討する。

140 島根県及び鳥取県の各教育委員会と教員の人事交流の円滑化を図るために具体的な計画等について検討する。

141 教育学部との人事交流について、具体的な計画等について検討する。

142 環境保全等の社会的要請と安全対策に十分に配慮した附属学校の施設設備の長期構想等について検討する。

## 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1 学長がリーダーシップを発揮しつつ、全学的な支持と創意工夫を結集して、総合大学としての自立的かつ機動的な大学運営を行う。

(自立的、機動的な大学運営の確立)

143 法人化後の大学運営体制及び年度計画執行の全学管理方法について、総合企画室において点検し、必要に応じて改善する。

- 144 部局連絡会議において、部局間の連携・連絡調整を行う。  
また、役員会、経営協議会等の議事については、会議後速やかに各部局へ周知し、必要に応じて役員と部局長との懇談会を開催するなど、全学の連携協力体制を整備する。
- 145 総合企画室に「部局等連絡会議」を置き、効率的な情報収集・伝達を行い、中期計画執行に向けてより機動的で円滑な全学的体制を構築する。
- 146 内部監査機能の充実を図るため、監査室の体制等について見直し検討する。
- 147 総合企画室において、組織・制度・施設・運営等に関する施策の具体化、将来構想の検討を行う。
- 148 16年度に設置したセンター・室については、全学的な施策についての企画立案機能を高め、自立的な大学運営に資するための専門的業務を遂行する。  
17年度末までの設置を予定している就職支援センター（仮称）について、位置付け・役割・構成等を検討し、準備が整い次第設置する。

2 教員と事務職員等が一体となり、共同して業務運営が行える体制を整備、強化する。

（教員と事務職員等による一体的な業務運営）

- 149 平成16年度に行った専門的研修への派遣状況及び必要とする専門的研修の調査結果を元に、体系的な要員養成計画を検討する。  
専門性を要求される職員の配置計画について、事務組織整備検討プロジェクトチームの検討結果を踏まえて検討する。
- 150 学内環境整備、図書館業務、福利厚生施設の運営等に、学生が参画できる制度を整備する。

3 法人の持つ学内資源（資産、財源、人員等）を、全学的な視点に立って戦略的に運用し、法人全体の個性ある魅力的な大学を創造する。

（学内資源の効率的・効果的配分）

- 151 評価室において、学内資源の有効活用に関する問題点等の洗い出し・整理・分析を開始する。  
総合企画室において、全学的視点による重点経費の配分及び大学が持つ経営資源（資金、人材、施設、設備等）の有効活用のための体制・ルールづくりを行う。
- 152 平成16年度予算・決算の分析を行い、評価システムに基づく、平成18年度予算配分基準の策定に反映させる。
- 153 大学全体の人件費から戦略的に運用できる枠を確保し、より有効な人的資源の流動化策を検討する。

4 学部等の運営について機動性と戦略的な視点から効率化を図る。

（機動的な部局運営）

- 154 各学部等の迅速な意思決定の仕組み・運営体制について、各部局の現状を踏まえ、必要に応じて見直す。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 組織の改組転換を含め、教育機能、研究機能を再検討し、教育研究の進展や社会的要請に柔軟に対応する。

(法文学部)

155 法文学部の改組第一年度の成果と課題を検証し、16年度に引き続き検討を進める。

(法務研究科)

155 法務研究科は、設置二年度目の自己点検を行い、教育課程の拡充実施を図る。

(教育学部)

156 学年進行に対応して新規開講する科目等を中心に、次の諸点について検討する。

教員養成カリキュラムの実施状況、教師としての資質形成に資する内容の精選等について

「1000時間体験学修」の実施状況及び組織のあり方

教員、学生の両者が行う地域貢献活動の成果

(医学部)

157 「医学部の今後のあり方」に関しての学部としての基本方針についての全階層の教員からの意見の集約作業と全学部レベルでの意見交換を進め、その大要を策定する。

(総合理工学部)

158 J A B E E コースの認定取得を目指して、学科・講座の教育理念・目標を点検し、カリキュラムや対応体制の整備について、さらなる検討を続ける。

(生物資源科学部)

158 点検した各講座、附属生物資源教育研究センターの設置理念・目的に基づいて、カリキュラムを改革し、平成18年度入学生から適用する。

159

(外国語教育センター)

外国語教育に責任をもつセンターとして、大学の中期目標・中期計画期間中のセンター独自の行動計画を策定・実施し、センター活動の充実を図る。

(教育開発センター)

センターを中心にして大学教育に関する課題意識を全学的に共有し、ファカルティ・ディベロップメント(FD)の計画・実施、教育の成果・効果の検証・評価及び全学にわたる教育の企画・実施・調整等の活動を推進する体制を整備する。

(国際交流センター(仮称))

国際交流センター設置計画(案)を策定するとともに、センター関係規則を整備する。

(総合企画室・評価室)

教育評価・研究評価・学内資源活用状況の評価等を踏まえて、教育研究組織の問題点等の情報を収集する。

(入試センター)

発足した「入試センター」について具体的進捗状況を検討し、システムとして更なる改善を図る。

(就職支援センター(仮称))

平成17年度中に就職支援センター(仮称)を設置し、就職支援の強化を図る。

・メール通知機能を活用し、セミナー、ガイダンス等の周知徹底を図る。



- ・相談員を配置し，常時就職相談できる体制を整える。
- ・就職ガイダンスをカリキュラムとして立ち上げるように，全学就職委員会で検討する。

160 新設センター・室へ移行がスムーズに行われているか検証する。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1 教員の活動に対する一元的に管理された多面的評価システムを構築する。

(教員の活動に対する多面的評価システムの構築)

161 大学評価情報データベースによる教員活動の多面的評価に基づいた人員配置を行う上での問題点等を調査・検討する。

2 教育研究を一層活性化させるために，教員の流動性を向上させるとともに，有能で多様な人材の登用を推進する。

(有能で多様な人材の登用推進)

162 全学的な人件費を活用し，教育研究を一層活性化できるよう，教員の流動性を高めるための計画・方策を検討する。

163 学部等への調査結果を踏まえ，教員公募の改善について引き続き検討を行う。

164 特定の専門的職能が求められる分野の人材獲得方法等について，引き続き検討する。

165 教員の選考基準，選考結果の公開方法の改善について，引き続き検討する。

166 教員の任期付き任用制度の導入について，引き続き検討する。

167 女性教員や外国人教員の雇用を高めるための方策を，引き続き検討する。

3 事務職員の専門性等の向上のため，必要な研修機会を確保するとともに，他大学等との人事交流に配慮する。

(事務職員の研修，人事交流)

168 平成16年度に検討・作成した計画案のうち，事務職員の専門性を高める研修について更に具体的に，職階制・職務別に体系的に整理し，その実施体制・方法について検討し，実施可能なものから順次実施に移す。

169 山陰5機関人事担当課長会議，島根地区人事担当課長会議において，山陰地区，島根地区内における定期的・計画的人事交流を推進する。

また，中国地区における同様な人事交流の可能性について検討する。

4 教職員の処遇に本人の業績を適切に反映させる。

(適切な業績反映)

170 教員の業績評価について，新しい評価基準と評価方法の導入を引き続き検討し，給与体系についても評価が反映できるシステムになるよう検討を行う。

事務職員の能力・業績評価システムについて検討を行う。

能力・業績評価システムに対応した新給与体系について検討に着手する。

171 年俸制を導入する職種，条件，課題等について検討する。

172 事務職員の適切な配置・処遇を行うため，専門的な資格・能力の内容・対象職種などについて検討する。

5 教職員の人権意識，職場倫理及び社会的信頼をより一層向上させる。

(教職員のモラル向上)

173 倫理委員会を中心にモラル向上のための対策を検討し，実施する。

6 教職員が働く環境を改善する。

(教職員の職場環境の改善)

176 学内関係課による検討会の結果をふまえ，学内保育環境を整えるための具体的な方策と整備計画案をまとめる。

177 教職員のメンタルヘルスケアの整備のため，常勤カウンセラーを配置し，カウンセラー体制・機能を充実させる。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 各種事務の集中化・電算化等により，事務処理の簡素化・迅速化を図るとともに，事務組織・職員配置の再編，合理化を進める。

(事務等の効率化・合理化)

178 学内LANを活用した事務処理の迅速化・効率化について具体的に検討を開始する。

179 事務組織整備検討プロジェクトチームの検討結果を踏まえ，機能的な組織の構築と人員再配置の検討を進める。

180 事務組織整備検討プロジェクトチームの検討結果を踏まえ，大学の運営組織に併せた効率的な事務組織の検討を引き続き進める。

181 物品調達の効率化を図るため，教員発注の導入について検討する。

182 職員の職務負担状況を考慮し，外部委託の実施について引き続き検討を行い，可能なものから実施する。

#### 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

##### 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1 科学研究費補助金等外部研究資金その他の自己収入を積極的に増やし，活用するための組織的な取り組みを行う。

(外部資金の拡充)

183 平成16年度に作成した科学研究費補助金申請マニュアルの見直しを行うとともに説明会を開催し，科学研究費補助金の増加策を検討する。

外部研究資金(科研費を除く。)獲得マニュアルを作成の上,周知を行うとともに説明会を開催する。

平成16年度の外部研究資金ごとの受入実績を基に外部資金ごとに増加策を検討する。

平成16年度の具体的な受入状況を検討し,部局ごとの数値目標を設定するなど部局における組織的な取り組みを推進する。

外部研究資金の受入れを対前年度より2%アップさせることを目指す。

184 平成16年度に作成した科学研究費補助金申請マニュアルの見直しを行うとともに説明会を開催し,科学研究費補助金への申請件数の増加を目指す。

科学研究費補助金の申請件数を増加させるため学部ごとに目標値を設定する。

科学研究費補助金への応募種目を戦略的に検討する。

外部研究資金(科研費を除く。)獲得マニュアルを作成の上,周知を行うとともに説明会を開催する。

185 平成17年度末までに外部資金担当部門を整備し,外部資金獲得・拡大に向けた体制を整備する。

186 寄附窓口の整備を検討するとともに,寄附受付を開始する。

2 収入を伴う事業の実施により,自己収入の拡充に努める。

(自己収入の拡充)

187 生涯学習事業に関連して,教育サービス事業である大学公開講座に加え,生涯学習教育研究センター独自講座の受講料及び受託(研究)事業として地元自治体の社会(教育)調査,地域教育振興計画の策定など収入を伴う事業の拡充を目指す。

また,事業収入を拡充するため,学内組織体制の見直し,市民のニーズに対応した教育サービス事業の充実,地域拠点及び協力機関の確保,広報活動などに関し関係機関との協議を継続実施する。

収入を伴う事業の拡充を目指し,組織的な支援を行う。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1 管理的経費の抑制を図る。

(管理的経費の抑制方策)

188 事務等の効率化・合理化を推進するための計画の策定を行う。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1 資産の効率的活用を図る。

(資産の効率的活用方策)

189 資金管理方針に基づく運用計画を定め,運用を開始する。

現行体制での運用後における問題点等について検討を行う。

190 本学以外の利用者に対して,学内施設の一時使用についての詳細を本学のホームページに掲載することにより,利用出来る施設,手続きなどを分かりやすく説明し利用の促進を図る。

## 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1 評価の効率性・適切性・透明性の向上，評価手法の改善に努める。

(評価システムの充実，改善)

191 評価の効率性・適切性・透明性の向上に向けての問題点を整理し，改善案を検討する。

2 自己点検・評価を積極的に行うとともに，第三者評価を厳正に受けとめ，評価結果を大学運営の改善に十分に反映させる。

(評価の実施，結果の反映方策)

192 大学評価基準に照らした自己点検・評価を行い，その結果を順次学内に公開する。  
評価結果の分析を踏まえて改善策を策定し，実行する。

### 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1 教育研究活動の状況等大学に関する情報提供の充実を図る。

(大学情報提供の充実)

193 平成17年度末までに広報・広聴活動に関する基本方針を策定する。

194 平成17年度末までに広報プロジェクトを企画し，開始する。

195 大学が持つ知的情報のデータベース案を策定する。

## その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1 施設・校地の点検・評価に基づき，教育研究スペースの適正化・活性化を図り，長期的な施設整備の構想を立案し，計画的な整備と管理を行う。

(施設設備の整備)

197 教育学部等の文系ゾーンについて，16年度実施の施設の整備・利用状況の結果を基に全学的な共用スペース，新組織のための教育・研究スペース確保などの有効活用案を計画する。17年度は，総合理工学部，医学部附属病院の点検・評価を実施する。

198 教養講義室棟及び各学部の教室の利用実態を踏まえて，教室利用及び維持管理に関する全学管理体制を整備する。

199 平成16年度に作成した共同利用機器の利用規定の周知を行うとともに説明会を開催する。  
学内研究者間での機器の譲渡又は貸与制度を実効性のある形で運用開始する。  
学内ホームページ上の情報システムを整備し，機器の有効利用に活用する。

200 校地の長期的な施設整備構想を立案するため，校地の利用に関する点検・評価の内容について

て検討する。

201 学生の教育や福利厚生に関する環境整備について、整備・利用状況の施設点検を実施し、その結果により全学的な優先順位をつけて整備を行う。

2 キャンパスアメニティの向上、エコロジーキャンパス、キャンパス緑化等を推進し、豊かなキャンパスづくりを図る。

(キャンパスアメニティの向上)

202 キャンパス整備に関しては、エリア別の整備計画を作成する。

環境マネジメント計画については、環境管理システム構築のため松江キャンパスではISO14001の認証取得を目指す。

203 環境システム構築のため、松江キャンパスではISO14001の認証取得を目指す。

3 ユニバーサルデザイン、環境保全等の社会的要請に十分配慮する。

(身体障害者、高齢者等への配慮)

204 身体障害者や高齢者等に配慮した施設については、検討した整備計画に優先順位をつけ順次整備を行う。

4 民間資金等の導入による施設整備やその管理運営等を含め、特色ある施設整備や施設管理の推進を図る。

(特色ある施設整備や施設管理の推進)

205 学内関係課による検討会の結果を踏まえ、学内保育環境を整えるための具体的な方策と整備計画案をまとめる。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

1 研究・実験施設、教室、附属病院等における、安全衛生管理を徹底して、教職員の健康と安全を守る環境整備と、学内での事故防止に努める。

(安全衛生管理の徹底)

206 労働安全衛生法及びその実施体制について、本学ホームページに掲載し、労働安全の徹底を図る。

衛生管理者の養成を図り、各学部・事務局に1名以上の衛生管理者を配置する。

2 化学物質、RI、実験廃液及び廃棄物処理等の安全管理を図り、安全で快適な教育研究環境の確保を図る。

(安全な教育研究環境の確保)

207 P R T R法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)等の実施状況についての調査結果に基づき、化学物質の消費、貯蔵、実験廃液及び廃棄物処理等を、一元的に管理するシステムの検討を開始する。

208 全学的な廃棄物処理規程については、ISO14001の認証取得の過程において、松江キャンパス(川津団地)の廃棄物処理・廃液マニュアルを見直す。

廃棄物集積場所を整備する。

3 自然災害や人的災害及び原発事故等に対する安全性の確保に努める。

(災害対策の充実)

- 209 各種防災設備の設置状況，避難動線の確保等については引続き施設パトロールを実施し，不備がある箇所の整備を行う。
- 210 防災，防犯管理等を適切に実施し，キャンパスの安全性を確保するための防災・防犯管理等マニュアルを総合企画室と連携し，検討する。
- 211 附属学校の安全対策については，小学校校舎の整備が行われた場合は，小学校校舎内及び校舎周辺の安全対策を新たに講ずる。(中学校・幼稚園は整備済みである。)

4 高度情報化を推進するため，情報資産のセキュリティ対策の充実を図る。

(情報セキュリティ対策の充実)

- 212 平成16年度に設置した情報セキュリティ委員会において「情報セキュリティ対策基準」を策定し，各管理責任者，教職員，学生等に対する情報セキュリティ研修若しくは教育を実施する。さらに継続的な研修・教育を推進するための措置を講ずる。
- 213 情報セキュリティ委員会を中心に各情報資産のリスク分析を行う。当該情報資産に応じ，適切なセキュリティ対策を講ずるための「情報セキュリティ対策基準」及び「実施手順書」を平成17年度末までに策定する。

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1. 短期借入金の限度額  
2.8億円

2. 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。また，病院医療機械設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い，本学病院の敷地及び建物について，担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は，教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・医病団地基幹・環境整備 ・大輪団地附小校舎改築 ・生理機能検査診断情報システム ・小規模改修	総額 1,754	施設整備補助金 (941) 長期借入金 (757) 国立大学財務・経営センタ・施設 費交付金 (56)

注) 金額は見込みであり, 上記のほか, 業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や, 老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ・ 全学的な人件費を活用し, 教育研究を一層活性化できるよう, 教員の流動性を高めるための計画・方策を検討する。
- ・ 教職員の能力・業績評価について, 評価基準と評価方法の導入を検討し, 給与体系についてもその評価が反映できるシステムになるよう検討する。

(参考1) 17年度の常勤職員数 1,433人

また, 任期付職員数(注)の見込みを162人とする。

(注) 教育職員の任期に関する規程による任期付教員

(参考2) 17年度の人件費総額見込み 14,405百万円 (退職手当は除く)

(別紙)

予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

(別表)

学部の学科, 研究科の専攻等の名称と学生収容定員, 附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算, 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成17年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,144
施設整備費補助金	941
船舶建造補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	570
国立大学財務経営センター施設費交付金	56
自己収入	14,415
授業料及び入学金検定料収入	3,806
附属病院収入	10,434
財産処分収入	0
雑収入	175
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	800
長期借入金収入	757
計	28,683
支出	
業務費	24,553
教育研究経費	12,055
診療経費	9,428
一般管理費	3,070
施設整備費	1,754
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	800
長期借入金償還金	1,576
計	28,683

「施設整備費補助金」のうち,平成17年度当初予算額53百万円,前年度よりの繰越額888百万円

[人件費の見積もり]

期間中総額 14,405百万円を支出する。(退職手当は除く)



## 2. 収支計画

## 平成17年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	25,994
業務費	23,748
教育研究経費	1,416
診療経費	5,991
受託研究費等	393
役員人件費	154
教員人件費	8,650
職員人件費	7,144
一般管理費	1,236
財務費用	265
雑損	0
減価償却費	745
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	26,460
運営費交付金	10,868
授業料収入	3,153
入学金収益	451
検定料収益	136
附属病院収益	10,434
受託研究等収益	393
寄附金収益	377
財務収益	0
雑益	179
資産見返運営費交付金戻入	61
資産見返寄附金戻入	11
資産見返物品受贈額戻入	397
臨時利益	0
純利益	466
総利益	466

## 3. 資金計画

## 平成17年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	29,851
業務活動による支出	24,981
投資活動による支出	2,126
財務活動による支出	1,576
翌年度への繰越金	1,168
資金収入	29,851
業務活動による収入	26,311
運営費交付金による収入	11,144
授業料及び入学金検定料による収入	3,806
附属病院収入	10,434
受託研究等収入	392
寄附金収入	408
その他の収入	127
投資活動による収入	1,567
施設費による収入	1,567
その他の収入	0
財務活動による収入	757
前年度よりの繰越金	1,216

別表(学部の学科, 研究科の専攻等)

法文学部	法経学科	180 人
	社会文化学科	140 人
	言語文化学科	270 人
	法学科	290 人
	社会システム学科	190 人
	編入学	20 人
教育学部	学校教育課程	340 人
	(うち教員養成に係る分野)	340 人)
	学校教育教員養成課程	200 人
	(うち教員養成に係る分野)	200 人)
	生涯学習課程	130 人
	生活環境福祉課程	70 人
医学部	医学科	550 人
	(うち医師養成に係る分野)	550 人)
	看護学科	260 人
総合理工学部	物質科学科	520 人
	地球資源環境学科	200 人
	数理・情報システム学科	400 人
	電子制御システム工学科	320 人
	材料プロセス工学科	160 人
	編入学	40 人
生物資源科学部	生物科学科	120 人
	生態環境科学科	180 人
	生命工学科	160 人
	農業生産学科	120 人
	地域開発科学科	220 人
	編入学	40 人
人文社会科学研究科	法経専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
教育学研究科	言語・社会文化専攻	12 人
	(うち修士課程)	12 人)
	学校教育専攻	10 人
	(うち修士課程)	10 人)
医学系研究科	教科教育専攻	60 人
	(うち修士課程)	60 人)
	形態系専攻	32 人
	(うち博士課程)	32 人)

総合理工学研究科	機能系専攻	60人
	（うち博士課程	60人）
	生態系専攻	28人
	（うち博士課程	28人）
	医科学専攻	30人
	（うち修士課程	30人）
	看護学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	物質科学専攻	72人
	（うち修士課程	72人）
	地球資源環境学専攻	28人
	（うち修士課程	28人）
	数理・情報システム学専攻	56人
	（うち修士課程	56人）
	電子制御システム工学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
生物資源科学研究科	材料プロセス工学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	マテリアル創成工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
	電子機能システム工学専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
	生物科学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	生態環境科学専攻	36人
	（うち修士課程	36人）
法務研究科	生命工学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	農業生産学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
地域開発科学専攻	44人	
	（うち修士課程	44人）
法曹養成専攻	60人	
	（うち専門職学位課程	60人）
附属小学校	普通学級のうち単式学級	
	480人	
	学級数 12	
	普通学級のうち複式学級	

	48人
	学級数 3
	特殊学級
	24人
	学級数 3
附属中学校	普通学級
	480人
	学級数 12
	特殊学級
	24人
	学級数 3
附属幼稚園	160人
	学級数 5